

蕭啓慶著『元代史新探』を読む

——元代における士大夫の問題をめぐる——

森 田 憲 司

台湾大学出身で、現在星嘉坡大学教授である蕭啓慶氏の

論文集『元代史新探』が、最近刊行された（台北 新文豊出版公司 一九八三年六月）。氏は、ハーバード大学留学中は、クリーブス教授（F. W. Cleaves）の門下に在り、この論文集も、同教授に献呈されている。

本書に収められている論文は、既に學術雜誌等に発表されたものであるが、中には我国にはほとんど入らなかつた雑誌に載つたものも含まれており、本書に収められている論文の中で氏が取り上げているテーマは、この書評の末尾に掲げた目次によつてもわかるように、モンゴル史、元朝史にわたる、さまざまな分野にかかわつていて、いづれの論考も、『元史』をはじめとする漢文史料はもとより、西方史料や、日欧文の研究論文までを含む、幅広い材料によ

つて組立てられている。

ここでは、第一番目の論文である「元代的儒士…儒士地位演進史上的一章」（一—五八頁、原載香港『東方文化』一六一・二、一九七八）を中心に紹介し、元朝治下の士大夫をめぐる問題について、少し考えてみたいと思う。

さて、モンゴル支配下の漢民族、とくに前代には支配階層であつた士大夫達に対する所遇、という問題は、古くから多くの人々の関心の対象となつてきた。周知の如く、鄭思肖の『鉄函心史』や、謝枋得の『疊山集』に見える表現に基いた「九儒十丐」という表現に代表される、異民族モンゴルの中華文明への輕視、その結果としての、士大夫達に対する冷遇、就中、科挙の中絶という「悲惨な」状況、という元朝史への認識が、一貫した流れとして一方にあ

る。これに対して、「九儒十丐」は、漢民族民族主義者の発言にすぎず、元朝の治下でも、士大夫達は実際には必ずしも冷遇されていたわけではなかったと指摘する流れも、もう一方にはあり、古いものとしては、石刻に残された免役の聖旨に基いて、このことを論じた『両浙金石志』の例をあげることができる。⁽²⁾こうした、元朝支配下の漢人士大夫という、いささか古典的とも言えるテーマについては、最近、幾人かの研究者によって論考が発表され、それぞれに従来の研究を一步進めた視点、角度からの論述がなされている。蕭氏のこの論文も、そうしたものの一つと言えよう。

さて、この論文の主題である「儒戸」とは、モンゴル支配下において行なわれた一種の世襲的職業身分制度である「戸計」⁽³⁾のうちの一つの項目であり、一定の条件資格のもとで、士大夫達（当時の表現によれば秀才達）を、「儒戸」として戸籍に登録し、僧、道、答失蛮、也里可温といった人々と同様に、免役や裁判その他の点で優遇した、というものである。前引の『両浙金石志』をはじめとして、九儒十丐の元代観への反証として、「儒戸」の存在が、しばし

ば指摘されてきた。

蕭氏は、この「儒戸」というテーマについて、次のような構成で論じている。

一 引言

二 儒戸設立的由来及経過

三 儒戸の数目

四 儒戸的義務和権利

五 儒戸の出品

(1) 補吏

(2) 教官

六 余論

なお、この「儒戸」をめぐる最近の研究としては、我国においても、大島立子氏の「元代の儒戸について」(中嶋敏先生古稀紀念論集下 一九八一)がある。参考までに、大島氏の論文の構成を掲げると、次のようなものである。

儒戸の待遇

儒戸の選出

儒戸の特権

郷村における儒戸

この二つの論文の構成を見ればわかるように、儒戸の問題をめぐっては、その制度の成立と儒戸の選別過程、儒戸の特権と義務、の二つが制度上の問題として取り上げられ、二氏の論文によってかなり明らかになったと言える。しかし、個々に見ていくと、まだその検討が充分なものになっているとは言えない面もある。以下、それらの点について考えていきたい。

蕭氏の項目で言えば「儒戸的数目」、すなわち、儒戸の戸数をめぐる問題から、まず検討を加えてみたい。儒戸として戸籍に登録された人々は、どのくらいの数にのぼるのか、という点についてである。このうち、華北の旧金領における儒戸の戸数については、『元史』世祖本紀の記事によつて、至元一三年（二七六）に、三八九〇戸に確定したことがわかる。これに対して、江南の旧南宋領の儒戸の戸数については、漢地のような全体の戸数についての資料がない。蕭氏は、地方志書の戸口記事などに見える戸数を紹介され、それらの数値を合算することによつて、江南における儒戸戸数の総戸数に対する比を、〇・八五%と設定され

ている。これは、漢地における同じく〇・二七%⁽⁵⁾にくらべ、ずいぶん高い比率となっている。蕭氏は、後で触れるように、儒戸の選定は至元二七年（二七六）の編籍で確定したものとし、また、『元史』地理志に見える戸数も、同年の編籍に基づくものであるとされて、地理志の戸数を分母に、各史料の儒戸戸数を分子として、この比率を算出されている（一五一—一六頁）。この計算方式の当否は措くとしても、氏の計算によると、各史料ごとの比率には、最小〇・一一%（松江府）から最大一・四一%（慶元路）までの差があることになる。これだけの差があるものを合算しても意味のある計算結果が出るのであろうか。しかも、ここで対象となっている地域は、慶元路をはじめとして、江浙の、いわば文化的先進地帯に集中しており、そこに於てすら、このように数字にぶれがあることを考えると、次のようにそれを全国に適用していくことには、疑問を禁じ得ない。すなわち、氏はさらに、やはり地理志によつて求められた江南各行省の総戸数一一八四万〇八〇〇戸に、この平均比率を乗じ、江南の儒戸の戸数を、一〇万〇六四七戸とされた（漢地の戸数を加えると、元代の儒戸の総数は、一一万

四五三七戸となる。これが氏の以下の行論の根拠とされている。しかし、蕭氏自身も認めている如く、この数値は概算にすぎ、最大値について、一つのメドをつける以上の意味はないのではなからうか。

さて、江南における儒戸総数一〇万余戸という数値について、どのような意義づけを、蕭氏はしているのであろうか。至元一三年（一二七六）に南宋が滅亡するまでの、約三十年間に、淳祐四年（一二〇四）以来、合計一一回の科挙が行なわれ、進士合格者は、約六千人いる。解試合格者はその約十倍であると考えれば、南宋の「科第の家」を吸収するのに、この十万という数は充分なものであった、というのが、蕭氏の考えである。

果して、実際にそうであったのであろうか。まず、儒戸となるべき人物として、どのような人々が想定されていたのか、を見てみたい。その材料となるものとして、儒戸の選定の杜撰さを論じた文章の次の一節がある。ここでは、「亡宋登科発解、真材碩学、名卿士大夫」が、多く儒戸から洩れていると論ぜられている。もちろん言葉のあやというものもあるが、儒戸たるべきものとして人々に意識さ

れていたのが、単に科挙合格者に限られていたわけではないことを示していることは確かであろう。

以上のことから、蕭氏の計算の結果である十万余という数字を見直してみると、どうなるであろうか。筆者の考えとしては、氏の数値が、いわば最大限のもの（というより、それ以上のもの）であり、一方で儒戸の含まれる範囲が、氏の考えているものより拡大するとすれば、その結果として、儒戸制度の持つ、いわば収容能力の限界とでもいふべきものを考える必要が出てくることになる。

もう少し異なった角度からこのことを考えてみよう。儒戸と士大夫との関係として、この問題を設定すればどうなるであろうか。各時代の中国社会における士大夫数の、対総人口比という問題は興味をひくし、それがわかれば、必然的に儒戸として編籍された士大夫の比率もまた明らかになるのであるが、今、それを知るすべを筆者は知らない。ただ、元朝におけるこの問題を考える上で、役にたつてくれそうなのが、『元統元年進士録』という書物で、『宋元科挙三録』所収）、元統元年（一三三三）に行なわれた科挙の記録である。この文献については、蕭氏が詳細な校注

を施されており、その「前言」が本書にも収められている（この論文については後述）。士大夫という語の定義は難しいが、およそ科挙を受験し合格するほどの人はすべて士大夫である、と断ずるのは暴論にすぎないであろうか。今、そうした前提に立って、この進士録を見てみよう。この書物には、漢人二十五人、南人二十五人の合格者それぞれについて、その氏名や父祖の名とともに、戸計も記されている（ただし戸計については全員にはない）。それによって彼等の出身戸計を調べれば、士大夫がどのような戸計に編籍されていたのか、についてのサンプリングとなろう。結論を言えば、元統元年の合格者のうち、その戸計が儒戸と明記されているのは、漢人二名、南人一名と、意外に少ない。漢人では軍戸が目立ち（十名）、南人では民戸も多い（六名）。くりかえすが、儒戸以外の合格者達が士大夫ではなかったと言えるのであろうか。南人の合格者で民戸に属するものうち四名の家では、曾祖以来の三氏のいづれかで文官として出仕しているものを出している（吏職をのぞく）ことは無視できない。たしかに、江南において、華北の数倍の比率で儒戸は選定されたが、それでも充

分ではなかったことを、この事実は示している。

儒戸として戸籍に登録された士大夫を史料は「在籍儒人」と呼ぶ（白話の詔勅や碑文では「在籍秀才」）。これに對して、「非在籍」の儒人が存在するわけで、彼等を無視しては、元朝における士大夫についての理解は、不十分なものとなろう。蕭氏も、認定に洩れた儒戸の存在には言及するが、一步つっこんで検討の対象とするには至っていないように思われる。そして、この非在籍の儒人について考へるには、儒戸の選別、認定という問題を取り上げることが必要となってくる。

華北における儒戸の選別が、所謂「戊戌の選試」に始まり幾度かの選試を経て、至元一三年（一二七六）の選試で確定したことは、蕭・大島両氏ともに述べるところであり、史料においても、例えば、至元二四年（一二八七）の尚書省の咨の中で「議得、腹裏儒戸至元十三年試中者、上免一身差役、所抛江南儒人、比及選試分揀定奪以来、將婦附之初元籍儒戸、於儒戸項下作數外、抛已後統收儒戸、收係為民、准此」とあつて、その点を確認することができる。しかし、江南、すなわち、旧南宋領における儒戸の認定について

は、その経緯は分明ではない。至元二七年（二二九〇）におこなわれた、江南併合後の編籍において、再調査が行なわれ、それによって江南の儒戸は確定したというのが、蕭氏の見解であり（一四—一五頁）、大島氏も同様である。しかし、その選定の基準となったものがよくわからない。至元二七年以前の江南で、華北におけるそのように、幾度かの選別による選別が行なわれた形跡はない。前引の咨の中に見えるように、「元籍儒戸」であることが、江南では、儒戸として認められる条件であった。この「元籍」とは、南宋攻略直後に行なわれた儒戸の選別を指している。そして、それは、かなり杜撰なものであつたらしい。すなわち、坊長、里正といった人々による報告をそのまま登録するといったようなことが行なわれ、中には、張秀、王官人、張進士といった調子の名前があるだけで、先世に関する記事もないようなものもあり、葉李が杭州儒学の教授であつた時（後に浙西儒学提挙）、独自に調査したものとつきあわせしてみると、一致するのは、杭州の九県四司で合計九九戸しかなかったという。その後、各地の儒学提挙によって再調査させて、至元二七年に至っているが、前引の咨文にも見

えるように、「統収儒戸」と呼ばれる漏籍の儒人達は民戸として取扱われた。

当然のことながら、至元一三年の時点において認定された各地の儒戸数については、ほとんどわからないが、偶目し得た唯一の例として、『至元嘉禾志』巻六戸口のうちの松江府に関する記事がある。これには、「至元十三年報省民数也」として、総戸数二三四四七〇戸、儒戸一九二戸という数字が挙げられている。そして、『（正徳）松江府志』には、この数字とともに至正中の戸数も記されており、総戸数一七万七三四八（他に北人戸一〇六二）、儒戸一八六とある（巻六戸口）。『至元嘉禾志』が、「中更兵難戸口減半、今寔管僅一十三万余戸而已」と述べるように、戸数の減少が著しいにもかかわらず、儒戸の戸数については、至元一三年の結果にほとんど変化がなかったこととなり、「元籍」の果たした役割が大きかったことが推測されるのである。

蕭氏によれば、江南には、儒戸の認定に有利な条件が二つあったという。すなわち、一つには、金の滅亡から認定まで約四十年経過していた漢地と異なり、前朝の科第の士

がまだ現役でいたこと（氏は時間的原因と呼ぶ）、第二に、貢士荘などの分布により、認定しても国家の側の負担が少なかったこと（氏は経済的原因と呼ぶ）の二つであり、それが儒戸の高い比率を生み出したという。しかし、江南においても、儒戸の認定が十全に行なわれなかったことは、以上述べたところであり、至元一三年の南宋滅亡から、二七年の編籍までにおける、儒戸の選別の実態については、さらに研究を進める必要がある。

さて、元代における士大夫の所遇という問題を考える時、次の三つの時期を設定することができよう。

(一) 漢地における士大夫（モンゴルの侵入から戊戌の選試を経て、至元一三年の編籍による固定）

(二) 江南における士大夫

(三) 延祐の科挙以後

(一)については、安部健夫の「元代知識人と科挙」（史林四二一六、一九五九）があるが、最近、南京大学の姚大力氏による「元朝科挙制度的行廃及其社会的背景」（元史及北方民族史研究六、一九八二）が発表されているし、(二)については、牧野修二氏の生員および学校についての一連の研究

究、とくに「元代生員の学校生活」（愛媛大学法文学部論集文学科編一三、一九八〇）があつて、本書と同じく、『廟学典禮』を主な材料として、儒戸の生活についてくわしく述べられている。

さて、第三の点についてであるが、この問題については蕭氏に研究がある。それは、『元統元年進士録校注』（食貨月刊、復刊一三一・二、三・四、一九八三、「前言」のみ本書に収録）である。そこでは、筆者も先程利用した『元統元年進士録』について、その記事の不全を補い、個々の人物に関連する文献を注記するなどして、この科挙について、十全のデータを得るための努力をされている。これは、この試験の結果を量的に分析しようとする、氏の姿勢にもとづくものであろう。元朝の科挙についても、さまざまな研究はあるが、宮崎市定氏の「元朝治下の蒙古官職をめぐる蒙漢関係」（東洋史研究二二一四、一九六五）が、モンゴル人と漢人との官界における比重の変化と、延祐の科挙開始とを結びつけるという独自の視点を持つのを除けば、元代の科挙についての諸論考や、元代についての諸研究においては、その合格者数の絶対的な少なさの故に、元

代における科挙の重要性を低く見るものが多い。これは、全体的な議論としては、誤まっではないのかもしれないが、具体的に個々の科挙合格者に即して、彼等の元代政治史、官制史の中での位置を見きわめていくことは、やはり必要なのであり、そのための準備としても、蕭氏の今回の作業は意味があるろう。そして、元統元年や、単に合格者の名前のみが残っている至正一一年（一三五二）、『金石萃編未刻彙』所収）に限らず、元代における各次の科挙合格者について調べあげ、いわば、元の登科記を再編する作業へと進むことが必要とされるであろう（それが、果して個人の方で可能かどうかは別として）。

最後にもう一つ指摘しておきたいことがある。それは、大島氏の論文にある「郷村における儒戸」の一節に対応するものが、本書に欠けていることである。儒戸であることが、彼等にとつてどのような意味を持ち、またそれが日常生活の中でどのように機能していたのか、という方向の視点で、蕭氏の論考には欠けているのではなからうか。上に述べた科挙合格者の洗い直しをも含めて、現実の元代社会に生きた士大夫達のあり方を追究していくこと——それは

恐ろしいまでの個別事例のつきかさねと化すかもしれないが——が今後の我々の進むべき方向の一つであると、筆者は考えている。

以上、蕭啓慶氏の著書の中から、「元代的儒戸」を主たる材料として、思うところを述べてきた、充分に史料を掲げることこそせず、臆断に走る結果となったことをおわびして、筆を擱きたい。

『元代史新探』目次

元代的儒戸…儒士地位演進史上的一章

元代的宿衛制度

元代的鎮戍制度

元代四大蒙古家族

元麗関係中の王室婚姻与強権政治

忽必烈潜邸旧侶考

北亞遊牧民族南侵各種原因的検討

蘇天爵和他的元朝名臣事略

「元統元年進士録校注」前言

姚從吾教授对遼金元史研究的貢獻

王德毅等編「元人伝記資料索引」的評介

〔註〕

(1) 『東方文化』のこの号は、筆者の調べ得た限りでは、日本の公共機関に所蔵されていない。

(2) 卷一四「元世祖免秀才雜泛差役論旨碑」。

(3) 「戸計」全般については、黄清運著「元代戸計制度研究」

(国立台湾大学文史叢刊一九七七)や、大島立子「元代戸計と徭役」(歴史学研究四八四一九八〇)参照。

(4) 『元史』卷九世祖本紀六、至元二十三年三月戊寅条。

(5) 本書一五頁では、漢地における比率を、〇・六一%とする。これでは、江南の〇・八五%とあまり変らない。筆者が

計算したところによれば、これは、〇・一六%の誤植ではないかと考えられる。ここでは、三桁目を四捨五入して、〇・一七%としておいた。

(6) 『廟学典禮』卷三(儒戸照扁附初籍并葉提孝統置儒籍抄戸) 李嘉議呈。

(7) 同(儒戸照抄戸手收入籍) 尚書省咨。

(8) 同(儒戸照抄戸手收入籍) 杭州路儒人謝元卿等連名上書。

(9) 蕭氏は、青山定雄「宋元の地方誌に見える社会経済史料」

(東洋学報二五―二、一九三八)によって、『松江府志』に見える至正中の戸数のみを、本書でとりあげている。